

初回産科受診料の助成について

妊婦の経済的負担を軽減するため、初回産科受診料の一部を助成します。

※初回産科受診とは、妊娠が判明してから初めて産科医療機関に受診することです。

◆対象となる方

受診時に浜松市に住民票があり、かつ次の①または②に該当する方

- ① 市民税非課税世帯に属する妊婦
- ② 生活保護を受給している妊婦

※ 市民税は制度利用の前年（1月から6月末までの利用については前々年）の所得に対するもの

◆助成内容

- 申請に基づき、初回産科受診料に要した費用の一部について助成します。
（日本国内での受診に限ります。また、医療保険が適用された場合は助成の対象外となります。）
- 助成金額については1万円を限度とします。
- 1回の妊娠につき、申請は1回とします。

◆手続き方法

《手続き先》 こども家庭センター（各健康づくりセンター）

《必要書類》

- 申請書（ホームページからダウンロードもしくは申請窓口に備えてあります）
- 本人（妊産婦）名義の銀行口座が確認できる通帳等
※ 原則として旧姓名義口座への振り込みはできません。
- 初回産科受診した医療機関等の領収書の原本
（お持ちの場合、診療明細書等もご持参ください。）
- 妊娠が証明できるもの（妊娠届出書、親子健康手帳（母子健康手帳）等）



子育て情報サイトぴっぴ
※こちらから申請書のダウンロードができます。

◆申請期間

受診をした日から6か月以内

◆その他

助成決定後、助成金額等を文書にて通知します。
申請から、助成金の振込まで2か月程度かかります。



◇◆ 詳しくは下記へお問合せください ◇◆ 市外局番 053

・中央区

中央こども家庭センター 457-2835
（中央区役所内）
東こども家庭センター 424-0122
（東行政センター内）
西こども家庭センター 597-1174
（西行政センター内）
南こども家庭センター 425-1710
（南行政センター内）

・浜名区

浜名こども家庭センター 585-1120
（浜名区役所内）
北こども家庭センター 523-1956
（細江健康センター内）

・天竜区

天竜こども家庭センター 925-3155
（天竜保健福祉センター内）
・健康増進課 453-6117